

# おれんじニュース

平成25年 9月

No. 59



よき経営者をめざすものの団体

公益社団法人 八代地方法人会



八代市松江城町 6 - 6

八代商工会館内

TEL 0965-32-1393



葦北鉄砲隊：佐敷城観月会の演武。今年も 9月21日(土)に開催

<http://hojinkai.zenkokuhojinkai.or.jp/yatsushiro/>



# 公益社団法人としてスタート

会長 伊藤 俊 昭

会員の皆様には日頃より八代地方法人會活動に対し、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

去る5月28日に開催致しました通算第33回（公益社団法人として第1回）の通常総会は皆様のお陰をもちまして無事終了することが出来ました。皆様のご協力に対し深く感謝申し上げます。

さて、平成20年12月に始まった公益法人制度改革に伴い、当法人会もここ数年その準備を進めてまいりましたが、必要な手続きを経て、県へ申請書を提出致しましたところ本年3月21日に認定書が交付され、4月1日より県下各単位会と足並みを揃えて公益社団法人として新たなスタートを切る事が出来ました。これも偏に会員の皆様のご支援、ご協力の賜と改めて感謝申し上げます。

当法人會は昭和55年（1980年）11月11日に設立され、同12月13日に社団法人八代地方法人會として認可されました。その後平成元年12月13日に青年部會、平成9年5月27日に女性部會が設立され、そして今回の公益法人化に至った次第であります。従来から税知識の普及、納税意識の高揚、円滑な税務行政への寄与など「税」を活動の主軸におきながら、さまざまな地域への社会貢献活動を展開してまいりました。この度公益法人化されたことにより、従来にも増して事業の公益性、透明性、社会貢献が求められます。会員の皆様と共に一丸となって各事業に積極的に取り組み、地域社会に貢献できるよう努めてまいり所存でございます。

また、組織の強化、活性化として全国的にも減少している会員の増強については当法人會においても重要な課題でありますので、積極的なPR活動を行うと共に、関係団体にも協力をお願いして会員拡大を推進してまいります。

さて、最近の国内經濟は昨年末の政權交代以降、アベノミクス効果への期待感から株高、円安の傾向を見せており、一部に景氣回復の兆しを見せております。しかしながら、こうした動きが実體經濟に波及してくるには、もう暫く時間がかかるものと見られ、地域經濟、中小・零細企業は依然として厳しい状況が続くものと思われま。7月行われた参議院選挙において国会の所謂「ねじれ」が解消されました。一刻も早く実効性のある景氣対策を打ち出していただき本格的な景氣回復を期待したいと考えております。このような状況ではありますが、本年度も八代地方法人會の事業運営に鋭意努力してまいりますので会員の皆様をはじめ、関係各位のなお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

# 平成25年度 第33回通常総会



公益社団法人八代地方法人会の通常総会が、平成25年5月28日(火)八代ロイヤルホテルにおいて、八代税務署長をはじめ多数の来賓と、会員136名の出席で公益社団法人として第1回の通常総会を盛大に開催することができた。

通常総会は、伊藤俊昭会長の挨拶に始まり、新定款第14条の規定により伊藤会長が議長となり、慎重に議案審議がなされた。

審議に先立ち議事録署名人の選任が行われ、梶尾博氏と藤井啓一氏の両氏が選任された。

第1号議案「平成24年度事業報告の件」について事務局より説明された。

第2号議案「平成24年度決算報告承認の件」について事務局より説明され、引き続き和久田監事による監査報告が行われた。

第3号議案「役員改選(案)承認の件」については本年は任期満了に伴う役員の選任が行われ、平成25年度から26年度までの新たな役員が選出された。

各議案はそれぞれ裁決が行われ、いずれも原案通り、満場一致で承認され、審議終了した。

なお本年度より事業計画及び収支予算は、理事会承認事項となり先の理事会で承認されたことを報告した。また、公益社団法人への移行完了についても報告した。

## 平成25年度主要事業紹介

- ・税務等の研修会……新規法人や法人企業に対し、正しい決算・税制・税務を理解して頂くための研修会。
- ・租税教室……他の団体と協力し学校で租税教育ビデオ等を活用、税の役割や必要性を解説する教室。
- ・税ウォッチング……小学校高学年を対象に税務署で税に関する学習、合わせて公共施設見学等、税金の大切さを学ぶ事業。
- ・税制改正要望……税制改正要望を、関係機関に直接出向き提言書を渡す活動。
- ・簿記講座……地域中小企業の健全経営支援を目的に、実務研修を開催。
- ・献血運動……八代・水俣両市で献血推進協議会と協力しながら活動。
- ・講演会……「税を考える週間」行事の一環として、広く一般市民にも来場を呼び掛け、広い分野で専門家を講師に招き開催2会場で実施。





# インタビュー



今回着任されたばかりの八代税務署署長  
緒方正文さんを訪問した。

## ・前任地はどちらでしょうか。

熊本国税局査察部門統括国税査察官です。映画「マルサの女」等で話題になったセクションです。

多くの納税者の方々は適正な申告納税を行っておられますが、一部に大口・悪質な脱税者がいることは非常に残念なことです。脱税はいわば社会公共の敵というべきもので、そのような脱税者に対して国税犯則取締法に基づいて強制調査を行い、税金を納めさせるだけではなく、懲役又は罰金という刑罰を科すための仕事をしておりました。

## ・ご出身は。

熊本県宇城市（旧松橋町）で、高校生の時まで暮らしておりました。

## ・趣味や特技といったものは。

趣味は、自転車と体調管理のためのジョギングで体調次第では散歩になりますが、ちょっとしたマラソン大会にも参加しています。特技は特にありません。

## ・好きな食べ物は。お酒は。

食べ物に好き嫌いはなく何でも食べます。趣のある？居酒屋回りが好きで、お酒は何でも飲みますが、最近年齢も考え適正飲酒に心掛けています。

## ・八代の感想はいかがですか。

東部は平家落人伝説で広く知られる秘境五家荘があり、この機会に歴史を学んでみたいと思っています。南部の芦北・水俣地区は九州山地の西端に当たり、山地が急激に落ち込んでいることから沿岸部は美しいリアス式海岸が続くなど、天草諸島とあいまって風光明媚なところだと感じています。西部の八代・氷川地区は江戸時代から昭和時代まで長年にわたる干拓事業で形成された堆積平野が田園工業地帯になっており、県中南部の拠点だと思っています。

## ・税務職員として心掛けていることは。

申告納税制度の下では、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現

することが我々の使命であると考えています。そのためには適正かつ公平な課税及び徴収を行うことにより、納税者の信頼を得ることが最も重要であると考えています。

・ **人生哲学は。**

マネージャーの中には「自分の時間はすべてビジネスアワーだと思って働け」という方もおられますが、仕事と趣味と家族と過ごす時間のどれが欠けても充実した人生は送れません。仕事を終えた後、居酒屋に直行するもよし、趣味等に時間を費やすもよし、大事なものはオンとオフのけじめをつけること。体と心の健康あってこそ知力が発揮される。座右の銘ではありませんが「健康第一」。

・ **法人会、青年部会、女性部会に期待されることは。**

法人会が税知識の普及と納税意識の高揚・地域企業の発展と地域社会への貢献活動に積極的に取り組み、その中でも税に関わる研修会の開催、納税意識の向上のため租税教育や租税教室の充実に努めておられることに対しまして、敬意を表しますとともに心から感謝申し上げます。今後とも、青年部会・女性部会を中心に将来を担う児童生徒を対象とした租税教室等の実施や地区のイベントや祭りに参加され、税に対する意識の高揚を図っていただきたいと思います。

・ **いろいろな所に転勤されたと思いますが、お薦めのところは。**

東京国税局を振り出しにここ10年は名古屋、福岡、熊本の各国税局に勤務しておりました。査察勤務が長く税務署勤務は少ない中で幸運にも九州内67署のうち壱岐を除く対馬から奄美大島まで66署に行く機会がありました。その中で印象に残っているのは沢山あるのですが、お薦めとしては熊本県にもいろいろありますが観光列車のあるところではないでしょうか。おれんじ食堂にも乗ってみたいと思っています。

・ **今、最も関心があるところは。**

九州新幹線、西回り九州道、貿易・観光として八代港等の交通アクセスが八代地方の経済にどのような効果をもたらすか関心があります。





# 第24回熊本県青年の集い in 八代

期日：平成25年 8 月23日(金)14時30分開会

会場：八代ホワイトパレス

## 税のお宝発見だ!!

“ふるさと（八代地方）から始まる公益社団法人として”のテーマの下、「熊本県青年の集い」を開催しました。公益社団法人として最初の租税教育プレゼンテーションと公開講演としてシンガーソングライターむたゆうじ氏による「心の壁を越えて」と題して、音楽による講演があり盛大のうちに終了しました。

また、次の日（24日(土)）は八代ゴルフクラブにおいてチャリティーゴルフ大会を実施し八代妙見祭保存振興会へ金一封を贈呈した。



# 税の広場 開催予定 (告知)

日時：平成25年10月27日(日) 午後1時30分から

会場：イオン八代イベント会場

将来を担う小学生の税知識の向上と関心を高めると同時に、大人に対し納税意識の向上を図ることを目的に、八代市内の大型ショッピングセンター〔イオン八代店〕のイベントスペースで来店中の小学生等に「税」について、事前学習後、税金クイズをして参加者は記念品、クイズ優秀回答者には表彰・賞品を贈る。皆さんの参加をお待ちしております。

## 第2回 Zei税ウォーキング in やつしろ

税金がみんなの生活の中でどのように使われて、役立っているのか関心を深めるためのDVDを見てお勉強します。

緑の回廊と八代城跡をウォーキングしながらクイズに答えて、感想として、絵はがきに描きます。

**参加賞**も用意していますよ！

日時・内容：平成25年9月14日(土) 9:45 受付（八代市厚生会館）

参加資格：八代郡市・水俣市・芦北郡内の小学校4～6年生

2～5名のグループで参加してね♪

（保護者1名）

※保護者が来られない場合、事務局へご相談下さい。

参加費：**無料**（昼食は用意します）

## 編集後記

本年度から公益法人に変わり、「不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与」する事業を担うことになりました。法人会とは一般の皆様には、ほとんど馴染みがないと思いますので、これから広報誌などの広報を通して地域の皆様のためになることを発信していきたいと思ひます。

よろしくお祈ひします。

（吉住記）



**国税電子申告・納税システム(e-Tax)ご利用案内**

イータックス



イータ君

# e-Tax

**今年からe-Taxで  
申告・納税!**

**e-Taxは、自宅やオフィス、税理士事務所等からインターネットを利用して、申告、申請・届出等ができます。**

所得税、消費税、法人税、贈与税、酒税、印紙税の申告及び法定調書、所得税徴収高計算書の提出や、納税証明書交付請求のほか、各種申請・届出ができます。

(※) 平成26年1月1日以降は、法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の枚数が1,000枚以上である法定調書については、光ディスク等又はe-Taxによる提出が必要となります。

**インターネットを利用してダイレクト納付やインターネットバンキングによる納付ができます。**

源泉所得税の毎月納付手続等、特に利用回数の多い手続に便利です。

**e-Taxを利用すると...**

所得税の確定申告において、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、提出等を省略することができます。

還付申告は早期処理しています。

納税証明書の交付請求手数料が安価です。

**e-Taxの利用可能時間**

平成25年

**7月末まで**
**月曜日～金曜日 8時30分～21時(祝日等を除きます。)**

ただし、平成25年5月28日(火)～31日(金)については、8時30分～22時30分までご利用いただけます。

**8月1日以降**
**月曜日～金曜日 8時30分～24時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)**

※利用可能時間は、メンテナンス作業等により変更する場合は、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

**e-Tax・作成コーナーヘルプデスク (0570-01-5901)**

▶ **月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)**

e-Taxの利用開始のための手続、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナー及びその利用のためのパソコン操作等に関するお問い合わせに、電話で対応する専用窓口です(税務相談に関するお問い合わせは、最寄りの税務署をお願いします。)。 ※お間違いないよう、十分に確認の上、おかけください(通話料金は、全国一律市内通話料金です。)



# 消費税法の改正

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正されました。  
主な改正内容は次のとおりです。（一部抜粋）



- 1 消費税収入の使途が明確化されました。
- 2 消費税率を引き上げることとされました。
- 3 税率引上げに伴う経過措置が設けられました。

## 1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費（社会保障4経費）に充てるものとされました。

（注）地方消費税収入（引上げ分）及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

## 2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

区分 \ 適用開始日	現 行	平成26年 4 月 1 日	平成27年10月 1 日
消 費 税 率	4.0 %	6.3 %	7.8 %
地方消費税率	1.0 % (消費税額の25/100)	1.7 % (消費税額の17/63)	2.2 % (消費税額の22/78)
合 計	5.0 %	8.0 %	10.0 %

- ※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。
- ※ 引上げ後の税率は、経過措置（「3 税率引上げに伴う経過措置」参照）が適用されるものを除き、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

## 3 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税について適用され、適用開始日以前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります（「2 消費税率の引上げ」参照）。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

## 主 要 経 過 措 置 の 概 要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率（5%）が適用されます。

（注）8%から10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。

経 過 措 置 の 内 容	
<p>① 旅客運賃等 平成26年4月1日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す場所、競馬場、競艇場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平成26年4月1日前に預収しているもの</p>	
<p>② 電気料金等 継続供給契約に基づき、平成26年4月1日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確定するもの</p>	
<p>③ 請負工事等 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した工事（製造を含みます。）に係る請負契約（一定の要件に該当する測量、設計及びソフトウェアの開発等に係る請負契約を含みます。）に基づき、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、当該課税資産の譲渡等</p>	
<p>④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き貸付けを行っている場合（一定の要件に該当するものに限ります。）における、平成26年4月1日以後行う当該資産の貸付け</p>	
<p>⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらかじめ定めることができないもので、当該指定役務の提供に先立って対価の全部又は一部が分割で支払われる契約（割賦販売法に規定する前払式特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供（*）に係るものをいいます。）に基づき、平成26年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 * 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便宜の提供に係る役務の提供をいいます。</p>	
<p>⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成26年4月1日前に預収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑦ 特定新聞等 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発行される新聞又は雑誌で、発行者が指定する発売日が平成26年4月1日前であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの</p>	
<p>⑧ 通信販売 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売</p>	
<p>⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した有料老人ホームに係る終身入居契約（入居期間中の介護料金が入居一時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。）に基づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる当該入居一時金に対応する役務の提供</p>	

※ 上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。



# 住宅税制の改正

消費税率の引上げに伴う一時の税負担の増加による影響を平準化及び緩和する観点から、住宅税制について以下のとおり所要の措置が講じられています。

- 住宅ローン減税が平成26年1月1日から平成29年末まで4年間延長され、その期間のうち平成26年4月1日から平成29年末までに、認定住宅（認定長期優良住宅・認定低炭素住宅）を取得した場合の最大控除額が500万円に、それ以外の住宅を取得した場合には400万円にそれぞれ拡充されました。  
また、特定の増改築等（省エネ改修工事・バリアフリー改修工事）を行った場合の住宅ローン減税について、最大控除額が62.5万円に拡充されました。
- 自己資金で認定住宅を取得した場合及び省エネ等の一定の住宅リフォームを行った場合の所得税の住宅投資減税が拡充されました。



## ■ 住宅取得対策

### 〈住宅ローン減税の改正〉

#### 【一般の住宅】

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26.1 - 26.3	2,000万円	1.0%	20万円	200万円
26.4 - 29.12	4,000万円	1.0%	40万円	400万円

#### 【認定住宅（認定長期優良住宅、認定低炭素住宅）】

居住年	借入限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
26.1 - 26.3	3,000万円	1.0%	30万円	300万円
26.4 - 29.12	5,000万円	1.0%	50万円	500万円

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、一般の住宅(又は認定住宅)の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における借入限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

### 〈自己資金により住宅の取得をした場合の特例措置の改正〉

居住年	対象住宅	控除対象限度額	控除率	控除限度額
26.1 - 26.3	認定長期優良住宅	500万円	10%	50万円
26.4 - 29.12	認定長期優良住宅 認定低炭素住宅	650万円	10%	65万円

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、住宅の対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における控除対象限度額及び控除限度額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

## ■ 住宅リフォーム対策

### 〈住宅ローン減税の改正〉

居住年	特定増改築等限度額	控除率	各年の控除限度額	最大控除額
	その他の借入限度額	控除率		
26.1 - 26.3	200万円	2.0%	4万円	60万円
	800万円	1.0%	8万円	
26.4 - 29.12	250万円	2.0%	5万円	62.5万円
	750万円	1.0%	7.5万円	

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、特定の増改築等に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における特定増改築等限度額及び控除期間の最大控除額は平成26年1月から3月までの欄の金額となります。

### 〈自己資金により省エネ、バリアフリー、耐震リフォームをした場合の減税措置の改正〉

#### 【省エネ改修工事】

居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1 - 26.3	200(300)万円	10%	20(30)万円
26.4 - 29.12	250(350)万円	10%	25(35)万円

(注) ( ) 内の金額は、省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合の金額です。

#### 【バリアフリー改修工事】

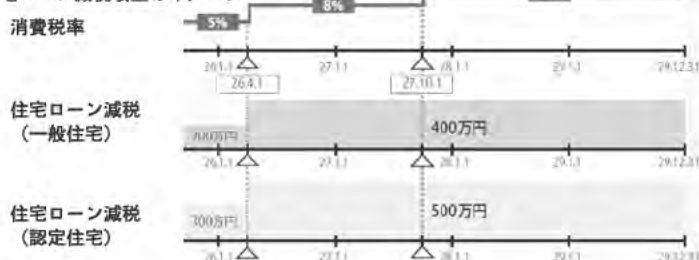
居住年	工事限度額	控除率	控除限度額
25.1 - 26.3	200万円	10%	20万円
26.4 - 29.12	200万円	10%	20万円

#### 【耐震改修工事】

工事完了年	工事限度額	控除率	控除限度額
26.1 - 26.3	200万円	10%	20万円
26.4 - 29.12	250万円	10%	25万円

※ 平成26年4月から平成29年12月までの欄の金額は、省エネ改修工事（又はバリアフリー改修工事、耐震改修工事）に要した費用の額に含まれる消費税等の税率が8%又は10%である場合の金額であり、それ以外の場合における工事限度額及び控除限度額は平成26年3月までの欄の金額となります（バリアフリー改修工事については、工事限度額150万円、控除限度額15万円となります）。

#### 住宅ローン減税改正のイメージ





# わが家の節電メニュー



冷蔵庫などに貼って、下記の節電メニューに取り組みましょう！

## 7つの節電メニュー

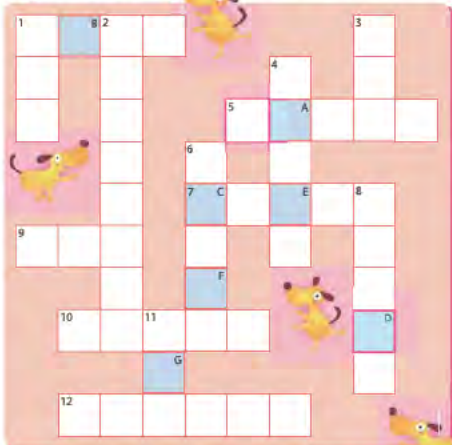
できたらチェック 家庭全体での節電効果

- |                        |   |   |
|------------------------|---|---|
| <b>1 エアコン</b>          | 室温 28℃を心がけましょう。(設定温度を 2℃上げた場合)<br>※除湿運転やエアコンの頻繁なオンオフは電力の増加になるので注意しましょう。 | <input type="checkbox"/> <b>10%の節電</b>  |
| <b>2 冷蔵庫</b>           | 冷蔵庫の設定を「強」から「中」に変え、扉を開ける時間をできるだけ減らし、食品を詰め込みすぎないようにしましょう。*食品の傷みにご注意ください。 | <input type="checkbox"/> <b>2%の節電</b>   |
| <b>3 照明</b>            | 日中は不要な照明を消しましょう。  | <input type="checkbox"/> <b>5%の節電</b>   |
| <b>4 テレビ</b>           | 省エネモードに設定し、さらに画面の輝度を下げ、必要な時以外は消しましょう。                                   | <input type="checkbox"/> <b>2%の節電</b>   |
| <b>5 温水洗浄便座 (暖房便座)</b> | 便座保温・温水のオフ機能、タイマー節電機能があれば、それらを利用しましょう。                                  | <input type="checkbox"/> <b>1%未満の節電</b> |
| <b>6 ジャー炊飯器</b>        | 早朝にタイマー機能で1日分まとめて炊いて、冷蔵庫や冷凍庫に保存しましょう。                                   | <input type="checkbox"/> <b>2%の節電</b>   |
| <b>7 待機電力</b>          | リモコンの電源ではなく、本体の主電源を切りましょう。<br>長時間使わない機器はコンセントからプラグを抜いておきましょう。           | <input type="checkbox"/> <b>2%の節電</b>   |

\*出典：経済産業省 節電.jp

パンフレットの中にもヒントがあるよ！

## いちごクロスワードパズル



**問題** タテとヨコのヒントでパズルを解いたら、A～Gに入る文字をマスに入れてみよう！どんな言葉になるでしょう？



パズルの答え(8文字)と、夏の節電のために取り組んでいることをハガキに書いて送ってください。抽選で100名の方に図書カード(1000円分)を差し上げます。

**応募要領** 官製ハガキの裏面に ①郵便番号 ②住所 ③氏名(ふりがな) ④性別 ⑤学年 ⑥電話番号 ⑦パズルの答え(8文字) ⑧夏の節電のために取り組んでいることを書いて応募してください。\*応募は小学生以下に限ります。

**応募先** 〒160-0002 東京都新宿区坂町13-4 (公財)全国法人会総連合 「いちごプロジェクト」係

### タテのヒント

- 無理のない範囲でエアコンは控え、扇風機を併用したり、○○○を利用してみましょう。
- ゴーヤなどのツル植物で○○○○○○○○を作ると、暑い日差しを遮り、涼しく過ごすことができます。
- 電気ポットでは、必要な量だけお湯を沸かし、○○○は、なるべく控えましょう。
- に食品を詰め込み過ぎないようにしましょう。
- 夏の電力使用がピークとなる日中は、○○○○で本を読んで過ごし、みるなど、無理なく楽しく節電に取り組みましょう。
- 屋内でも○○○○○症にかかる場合があります。適度な水分補給を心がけましょう。
- 暑い夏、団扇や○○○を活用して、小さいことから節電に取り組むことが大切です。

### ヨコのヒント

- お風呂の残り湯などを利用して、朝や夕方○○○○をすると温度を下げる効果があります。
- でご飯を炊く時は、早朝に1日分まとめて炊きましょう。
- テレビは○○○○○モードに設定し、必要な時以外は電源を消しましょう。
- 「夏」は英語で○○○。
- 長時間使わない機器は、○○○○○からプラグを抜きましょう。
- 夏休みに○○○○○に行く際は、ビーチパラソルを忘れずに。

**応募締切** 平成25年10月3日(木)必着

○夏の節電のために取り組んでいることは、当会ホームページ等に掲載させていただく場合があります。  
○応募いただいたハガキは返却いたしません。  
○抽選結果の発表は図書カードの発送をもって代えさせていただきます。  
○応募の際に入力いただいた個人情報は、賞品の発送のみに使用します。ただし、この夏の節電のために取り組んでいることをホームページに掲載させていただく場合は、都道府県と性別・学年を掲載いたします。

法人会では夏の節電活動として「いちごプロジェクト」を行なっております。詳しくは下記のホームページをご覧ください。

法人会  検索 <http://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>



### 新入社員合同入社式 並びに研修会

平成25年4月5日(月)、八代商工会議所と共催で、八代ロイヤルホテルで新入社員合同入社式並びに研修会を開催した。

参加された方々は、組織人・職業人としての自覚を持ち企業繁栄の原動力となるよう、今後の活躍が期待される。



### 税務研修会

平成25年7月18日(木)八代会場・23日(火)水俣会場・25日(木)芦北会場にて「平成25年度税制改正」～変わってゆく税制改正の中で気を付けたいこと…～と題して税理士の原田八重氏により研修会を開催した。

今年の税制改正により、企業に関係のある事項について具体的また業種別に事例を挙げて、注意点等の説明があり、皆熱心に聴講した。今後とも皆さんの参加をお待ちしています。(参加者70名)

### 第19回九州国際 スリーデーマーチ2013への参加

平成25年5月10日(金)八代市・社団法人日本ウオーキング協会が主催する「スリーデーマーチ2013」に協賛し、八代市球磨川河川緑地(新萩原橋下流)出店ブースにおいて来場者・参加者に対し、納税意識の向上と法人会の広報を図るため、税に関するパンフレット・法人会報を会長と事務局職員で配布した。(配布部数240部)

雨風が強くあいにくの天候であったが、多くの参加者に広報することができた。



### 夏本番 「いちごプロジェクト」

八代地方法人会の女性部会は「いちごプロジェクト」の節電啓発活動として7月20日八代市の「本町土曜日」のイベントに参加し、夜市の催事場(広場前)において、法人会ののぼり旗2本を立て、はっぴを着用し、スタッフ8人で「いちごプロジェクト」のパンフレット、「うちわ」、「風鈴または冷却タイ」を200部用意、無料配布し土曜夜市の子供連れの参加者などに節電の呼びかけと法人会のPRを行った。

多くの参加者で盛況のうちに終了した。



## 人を理解できなければ、人から理解されない

ジャーナリスト 海部 隆太郎

ある経済学者を取材した。テーマはアベノミクスだったのだが、いつもの悪い癖で質問が脱線し、理解できない人たちという話で盛り上がってしまった。当該人物は大学教授であり、学生時代は数学専攻。ことのほか数字に強い。「数学を理解できない人が、どうして世の中を理解できるのか、雰囲気だけで理解したつもりでいる」と、コメンテーターでテレビに登場する文系出身の経済学者をトコトン批判する。

その具体的な内容は割愛するが、すべては数学的な発想が必要と主張する。それを感情的に力説する姿は、数学的ではなかったような気もするが。冷静に数学で世の中が割り切れれば、戦争のような愚かな行為は無くなるのではとも思ったが、人は感情で動く生き物だ。

ここで言いたいのは、仕事ができる人は自分の行動に自信があり、仕事への哲学も持っている。メンタルヘルスの言えばストレス耐性の強い人だ。ただ、これが時として裏目に出ることがある。そこにあるのは自分を絶対視する姿であり、自分と異なる考え方に耳を貸そうとしない、ということだ。

### 消極的な「さとり世代」への対応は

最近、頻繁に目にするのが「さとり世代」という言葉。

これは「ゆとり世代」の若者たちが、上の世代からの批判に反発し「自分たちは落ち着いており悟っている」とする自己主張。昔は出世願望を誰もが抱いていたが、この世代にはない。競争のない人生を歩んできたので、あくせくする必要性を感じていない若者たちである。

意識的にオンとオフの切り分けを主張し、上司との酒席などは断るのが当たり前。仕事も言われたことはやるが、積極性に欠ける。話しかけても乗ってこない。このような若者は、どこの会社にも必ず複数いると思う。この世代の若者が部下にいたらどうするか。どなればパワハラ懸念が出る。なだめすかしても暖簾に腕押し。

ではどうすればいいのか。

若者の行動に詳しいLBM研究所の渡部卓代表に聞くと、「傾聴」という手法があるそうだ。相手に傾いて、相手の話を聞くこと。つまりは相手を理解することから始める。といっても人を理解するのは至難の業。何を考えているのか傾向性を掴めばいい。間違いと思う行動は、指摘して修正する必要性を説く。認知行動療法的なことを地道にしていくなか。

そこには人を理解しようとする考えがなければできない。冒頭に紹介した自分だけが正しいという考え方では人を理解できず、自身も他から理解されないことになる。30年近く連れ添った妻だって何を考えているのか理解できない時がある。まして他人を理解するには、努力と時間が必要だ。まずは、自分の姿勢から改めるべき。

### 【筆者紹介】

海部隆太郎（かいべ・りゅうたろう）法政大学卒。日本工業新聞社、IT企業の広報部長を経て2009年に独立。メンタル問題など企業が抱える幅広い課題を取材する。

# 第9回「法人会税ウォッチング」税金ってな〜んだ？

平成25年8月9日(金)に芦北、八代地域の小学4年生から6年生40名、スタッフ15名合わせて55名が参加し税ウォッチングを開催し、私たちの日常生活の中で「税金」の使い道について勉強し、税で建てられた施設を見学した。

今年は「八代税務署」「八代市立博物館」「八代ホワイトパレス（昼食）」「八代市水処理センター」を見学し、昼食後の女性部会による『税金クイズ』では、難問に挑戦し、全問正解者も出て大盛況で終わった。最後に「やつしろハーモニーホール」で本日の感想の「絵はがき」を描いたり、「感想文」を書いたりし、みんな有意義な一日を過ごした。

この様に今年も、将来を担う子供たちが多岐にわたる施設で「税」について学べる体験をお手伝いすることができたということが、法人会が目指す社会貢献事業、租税教育活動に大きくつながった。

今後も租税教育と地域社会貢献という視点から、さらに充実発展させていきたいと考え、今回ご協力いただきました関係者の皆様には心より感謝します。「ありがとうございました」

参加は無料です。次回の参加をお持ちします。



八代税務署





ワッ！1億円



博物館



昼食後は税金クイズ



水処理センター



水処理センター



絵ハガキ作成中

## 言葉ひとつで人生が変わる！

産業カウンセラー 柏木 勇一

「どうせ自分なんて…」と繰り返すAさん

営業職で入社3年目、20代のAさん。成績が上がらないまま、上司や先輩、同僚からの冷たい視線が気になる憂うつな日々を送っていました。顧客を訪問しても会話がうまく進まず、うつむいて帰ることが多くなりました。何とか自分を変えたいという理由で相談に来たのですが、いくつかの質問に対するAさんの言葉が気になりました。どんな質問をしても、最後は「どうせ自分なんて何をやってもダメなんです。就職できたことも偶然です。もともと能力はありません」と繰り返すばかりでした。Aさんの問題は、この言葉にあると直感しました。

否定語とは縁を切りましょう

さらにAさんの言葉をあげてみましょう。「すみません、こんなダメ男の相談にに応じてもらって」「学生時代から何をやってもダメでした」「あの時、ああしておけば、と後悔するばかりです」

お気づきでしょうか。これらはすべて否定語です。みなさんも周囲から「ダメだ」「どうせ…」「しょせん自分は」「ひどいよ」「運が悪い」などの声を聞くことがあると思います。多分、うつむいた状態が多い人です。このような否定語ばかり使っていると、態度だけでなく、「自分には能力がない」「世間は冷たい」という非合理的な考えに支配されていきます。「どうせ何をやってもダメ」「みんなこっちのことなんかどうなってもいいと思っている」という考え方が定着して、周囲から回避（逃避）する行動につながります。仕事に前向きになれるはずはありません。これらは実は自分の言葉が作っているのです。

日々、肯定語を話せば人は変わります

Aさんに対して、言葉のクセに気づいてもらい、肯定語をどんどん使ってみるように薦めました。例えば—

「素晴らしい」「やった」「何とかなる」「大丈夫」「これで良かった」「ありがとう」「いい勉強になった」「自分もよく頑張ったな」などです。

肯定語を使っていくと、「自分だっていいところがある」という、本来持っている能力に気づき、「やれば何とかなる」という前向きな考えにつながります。

実際にAさんも、回避していた仕事に対しても、肯定語を使うことで、徐々にですが、積極的になり、自分なりのアイデアを出し、職場はもちろん、顧客先でもうまくコミュニケーションが取れるようになりました。

仕事で落ち込んでいる人に薦めたいのが、「最初に言葉ありき。肯定語を増やしましょう」ということです。決して難しいことではないはずですが、人生がうまく展開するカギは言葉にもあることを忘れないでください。

## 【筆者紹介】

柏木勇一（かしわぎ・ゆういち） 1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。厚生労働省認定産業カウンセラー、日本産業カウンセラー協会認定キャリア・コンサルタント、家族相談士、交流分析士。



公益社団法人 八代地方法人会では

平成22年5月総会時に

# 会員企業のe-Tax 100%利用

を宣言しています。

関与税理士がおられる企業は、ご自身の企業がe-Taxを利用しているかを聞いていただき、まだ利用していない場合は、利用に向けて税理士と協議してください。

また、関与税理士がおられない企業で、これから利用を希望する場合は、一度事務局又は税務署へご相談ください。

※法人会事務局

☎0965-32-1393

八代税務署

☎0965-32-3141 代表



## 国民電子申告・納税システム（e-Tax）100%利用宣言

（社）八代地方法人は、国税庁において、電子政府実現の一環として、現在審面を用いて行われる申告、納税及び申請・届出等について、納税者負担の向上を図る観点から、インターネット等を利用した平成が得意となるよう策定されたe-Taxの利用について、税のオピニオンリーダーとして、国の将来に大きく貢献できるものと考え、ここに法人会会員企業のe-Tax 100%利用を宣言する。

平成22年 5月28日

社団法人八代地方法人会

会長 小節 雄





# 11月特別講演会開催

**入場無料** 入場無料ですが整理券が必要です



日時：平成25年11月5日(火) 午後5時30分～  
会場：八代ホワイトパレス  
演題：「田原総一郎のニッポン大改革」  
講師：ジャーナリスト 田原総一郎 氏  
1934年滋賀県彦根市生まれ。早稲田大学文学部卒業。  
岩波映画製作所、テレビ東京を経て77年フリーに。  
現在は政治・経済・メディア・コンピューター等、  
時代の最先端の問題をとらえ、活字と放送の両メ  
ディアにわたり精力的な評論活動を続けている。  
テレビ朝日系で87年より『朝まで生テレビ』(毎月  
最終金曜pm25:20～28:20)、テレビジャーナリズム  
の新しい地平を拓いたとして、98年ギャラクシー  
35周年記念賞(城戸賞)を受賞した。  
2010年4月よりBS朝日にて「激論!クロスファイ  
ア」(毎週土曜日am10:00～11:00)開始。



日時：平成25年11月28日(木) 午後7時～  
会場：水俣市総合もやい直しセンターもやい館  
演題：「おブスの言い訳～幸せを呼び込む鉄板おしゃれ術」  
講師：ファッションプロデューサー 植松晃士 氏  
静岡県出身の日本のファッションプロデューサー。  
株式会社ヘルメット、株式会社アンソニーレッド  
代表取締役。  
1989年アタッシュ・ドゥ・プレスとしての活動を  
スタート。1996年、株式会社ヘルメット設立。ア  
タッシュ・ドゥ・プレスに限らず数々のブランド  
プロデュースを手がけ、それらのブランドイメ  
ージを確立、世の中に認知させる。TV、ラジオ、雑  
誌など各メディアにて、コメンテーターとしても  
登場し、TPOをわきまえた「女性のおしゃれ」に  
ついての分かりやすい解説に人気が高い。

## 入場整理券は10月より配布を開始します

入場整理券取扱所：宮崎一心堂(水俣)・水光社(水俣)・芦北町商工会(芦北)・亀万  
酒造(津奈木)・四宮材木店(宮原)・八代市商工会(鏡町)・(幼)八代地方法人会  
入場整理券配布時間：午前9時～午後5時(商工会・法人会は土曜日曜はお休みです)